

各務原市水道事業給水装置等工事施行基準

(平成7年7月19日決裁)

改正 平成9年3月12日

平成9年9月11日

平成10年3月19日

平成11年1月13日

平成13年9月28日

平成23年5月31日

平成25年6月27日

平成26年1月16日

平成28年6月1日

平成29年12月1日

平成30年9月1日

平成31年2月1日

令和元年11月15日

令和4年4月1日

令和7年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、給水装置又は受水槽以降の給水設備の工事（以下「給水装置等工事」という。）の施行に関し、各務原市水道事業給水条例施行規程（以下「施行規程」という。）第6条の2の規定に基づき給水装置の構造及び材質、その他必要な事項について定め、もって水道水の安定供給に資することを目的とする。

(給水装置等工事の種類)

第2条 給水装置等工事の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新設工事 水道の必要な建築物等に、新たに給水装置を設置する工事
- (2) 改造工事 既設の給水装置の取出箇所の変更、口径の変更、位置の変更又は水栓を増やすため若しくは減らすための工事
- (3) 撤去工事 配水管から分岐して設けられた給水管の連絡を切断する工事
- (4) 修繕工事 故障、破損などにより、給水装置を部分的に修復する工事
- (5) 共同住宅等改造工事 各務原市水道事業給水条例（平成10年3月各務原市条例第21号。以下「条例」という。）第26条第2項の共同住宅等の改造工事

第2章 基本的事項

(給水方式)

第3条 給水方式は、直結直圧方式、受水槽方式又は受水槽併用方式とし、その基準は次の各号に定めるところによる。

(1) 直結直圧方式 一般的な給水方式で、当該給水装置の使用水量に対して配水管の口径が適正で、かつ、水圧が十分確保できている場合

(2) 受水槽方式

ア 3階建以上の建物に給水する場合。

イ 一時に多量の水を必要とする場合

ウ 配水管の水圧の変動に関わらず、常時一定の水量を必要とする場合

エ 配水管の断水時にも給水を必要とする場合

オ 配水管布設道路地盤高から5mを超えて給水する場合

カ その他市長が受水槽方式の給水が適当であると判断する場合

(3) 受水槽併用方式 受水槽方式のうち前号の規定に該当しない部分について直結直圧方式とし、受水槽方式と併用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める「3階建物直結直圧給水取扱要領」に該当する場合は、3階部分を直結直圧方式にすることができる。

3 4階建て以上の建物であって、前項の規定により3階部分を直結直圧方式にできる場合は、1階から3階部分を直結直圧方式、4階以上を受水槽方式の併用とすることができる。

4 給水装置に第8条第1項第5号に定めるもの以外の給水用具等を接続するときは、受水槽を設置しなければならない。

5 消火用貯水設備を有する施設については、直結直圧方式と併用で設置することができる。

(量水器の設置基準)

第4条 量水器の設置基準については、次の各号に定めるところによる。

(1) 原則として、一つの建物ごとに1個の量水器を設置する。ただし、複数の建物であっても、同一敷地内（地権者の違う2区画以上の連続する土地を含む）で同一目的に使用されている場合は、1個の量水器とする。

(2) 一つの複合建物で、構造又は機能的に独立した使用目的をもち、使用者が個々に異なり、直結直圧方式の場合は、原則、個々の使用者ごとに1個の量水器を設置する。ただし、3階直結直圧給水方式を採用した場合は、前号に規定する1個の量水器とする。

(3) 一つの複合建物で、構造又は機能的に独立した使用目的をもち、使用

者が個々に異なり、受水槽方式又は受水槽併用方式の場合は、1個の量水器とする。この場合、建物所有者等が受水槽以降に個々の使用者ごとの量水器を設置することを原則とする。

(量水器の口径決定)

第5条 給水装置に取り付ける量水器の口径は、当該給水装置における1月又は1日当たり予定使用水量、10分/日以内又は1時間/日以内許容流量、適正流量範囲等を勘案して決定するものとし、その基準は次の表によるものとする。

量水器の口径 (mm)		13	20	25	40	50	75	100以上
予 定 使 用 水 量 等	1月当たり予定使用水量 (最大値) (m ³)	114	194	297	800	2,971	4,685	量水器の形状により別に定める。
	1日当たり予定使用水量 使用時間 5時間以内 (m ³)	4.5	7	11	28	87	138	〃
	使用時間 10時間以内 (m ³)	7	12	18	44	140	218	〃
	使用時間 24時間以内 (m ³)	12	20	30	80	250	390	〃
	10分/日以内許容流量 (m ³ /h)	2.5	4.0	6.3	16.0	50.0	78.0	〃
	1時間/日以内許容流量 (m ³ /h)	1.5	2.5	4.0	9.0	30.0	47.0	〃
	適正流量範囲 (m ³ /h)	0.1 ~1.0	0.2 ~1.6	0.23 ~2.5	0.4 ~6.5	1.25 ~17.0	2.5 ~27.5	〃

2 水道直結式スプリンクラー設備を有する施設については、量水器の口径を40mm以上とする。ただし、消火用貯水設備を有する施設の場合は、上表によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受水槽方式の共同住宅にあっては、その住宅戸数により量水器の口径を決定することができる。その基準は次の表によるものとする。

量水器の口径 (mm)	25	40	50	75	100以上
一般住宅(戸)	9まで	26まで	99まで	156まで	量水器の形状により別に定める。
単身世帯住宅(戸)	18まで	52まで	198まで	312まで	〃

4 量水器の上流側の給水管の口径は、量水器の口径が13mmの場合にあっては20mm、量水器の口径が20mm以上の場合にあっては量水器の口径と同じであることを原則とする。

第3章 給水装置等工事に関する手続き

(設計審査と工事通知)

第6条 市長は、条例第4条第1項の規定により給水装置等工事の申込みを受けた場合は、手数料(条例第27条第3号)の納入通知書を発行し、申込者に交付する。

2 前項に定める手数料の収入が確認されたときは、市長は、給水装置等工事

申込書の記載事項が、条例、規程、この基準及び関係法令に適合しているかの審査を行う。

- 3 市長は、前項の審査の結果、給水装置等工事の施行を承認する場合は、給水負担金（条例第26条）、手数料（条例第27条第4号）、給水装置工事費（条例第8条）及び工事負担金（条例第28条）の納入通知書を発行し、申込者に交付する。
- 4 前項に定める費用の収入が確認されたときは、市長は、当該給水装置等工事の施行を承認し、施行業者にその旨を通知する。
- 5 第2条第1項第5号に規定する共同住宅等改造工事については、本条各項の規程を準用する。

（道路占用許可申請等）

第7条 公道、河川等の占用・掘削、道路交通規制等に必要な官公署等への許可申請は市長が行う。ただし、道路使用許可申請については施行業者が行う。

- 2 施行業者は、前項に定める許可が必要な場合にあつては、その許可がされない限り工事を施行してはならない。

第4章 給水装置等工事の設計

（給水装置の構造と材質）

第8条 給水装置の構造及び材質は、次の各号に掲げる基本的条件を満たすものでなければならない。

- （1）給水装置全体が必要水量を満たし得る構造であること。
 - （2）自家用井戸水など上水道以外の水の混入を避けるため、配管系統、給水装置は区別すること。
 - （3）給水管内に汚水が逆流するおそれのある装置や構造であつてはならないこと。
 - （4）給水装置にポンプなど配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある器具を直結してはならないこと。
 - （5）使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月省令第14号。以下「基準省令」という。）に適合するものでなければならないこと。
 - （6）使用する材料のうち、配水管から量水器までのものについては、市が別に作成した「水道工事用使用承認資材表」に掲げるものであること。
- 2 配管用材料の材質は、原則として次の表のとおりとする。ただし、この表に定める材質以外のものは、必要に応じ市長が定める。

口 径	材 質
13mm～40mm	ポリエチレン2層管
50mm以上	配水用ポリエチレン管

3 給水装置に設置する浄水器・活水器などの機能水器具の設置基準は、別に定める「機能水器具の設置申請取扱要領」による。

(設計図の作成)

第9条 設計図は、位置図のほか、必要により詳細図、配管立面図、骨組図又は縦断面図を作成する。各図面の縮尺は、位置図については、1/2000～1/4000、平面図については1/200、配管立面図、詳細図、骨組図及び縦断面図については1/20～1/200を標準とする。

2 各図面には次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 位 置 図 給水装置等工事を施行する場所及び付近の目標物

(2) 平 面 図

項 目	線太さ	備 考
方位	細線	原則、図面の上方を「北」とする
土地・区画形状	中太線	寸法等を記載する
建物の外形	中太線	すべての階層を記載する
間取り	細線	
給水器具	細線	テンプレート等を使用する
文字・寸法	細線	テンプレート等を使用する
道路等	中太線	幅員、路線名、路線番号等を記載する
歩道、側溝、水路等	細線	幅員、位置、口径、深さ等を記載する
配水管等	太線	管種、口径、出幅、深さ等を記載する
新設給水装置の配管	太線 (赤)	管種、口径、出幅、給水高さ等を記載する
既設給水装置	太線	管種、口径、出幅、深さ等を記載する
井水等	太線 (青)	管種、口径、出幅、深さ等を記載する
その他工事施行ために必要な事項	管類：太線 地形：中太線 文字：細線 その他：細線	

(3) 配管立面図 平面給水装置の配管及び器具についての略図

(4) 詳 細 図 平面図で分からない部分の拡大図

- (5) 骨組図 配管の骨組み及び構造
- (6) 縦断面図 配水管管末又は地盤の高い場所については、配水管高、給水口高、道路及び宅地地盤高

3 各図面の作図には、次の表示記号を用いることができる。

- (1) 管種の表示記号（別表第1号）
- (2) 管径の表示記号（別表第2号）
- (3) 弁・栓類、タンク等の表示記号（別表第3号）
- (4) 給水栓類の表示記号（別表第4号）
- (5) 鋳鉄管、異形管類の表示記号（別表第5号）
- (6) 配水用ポリエチレン管、異形管類の表示記号（別表第6号）

第5章 給水装置工事の施行

（給水装置の取り出し）

第10条 給水装置の取り出しについては、次の各号に掲げる原則を基本にするものとする。

- (1) 導水管及び送水管からは取り出ししないこと。
- (2) 異形管からは取り出ししないこと。
- (3) 特定施設等への専用管からは取り出ししないこと。
- (4) 道路の交差点内では取り出ししないこと。
- (5) 給水装置として取り出すことができる配水管又は配水補助管の口径については、当該給水装置の取出口径より2段階上位の口径とし、次の表のとおりとする。（以下、当該給水装置の取出口径に対応する取出管の口径を「適正口径」という。）

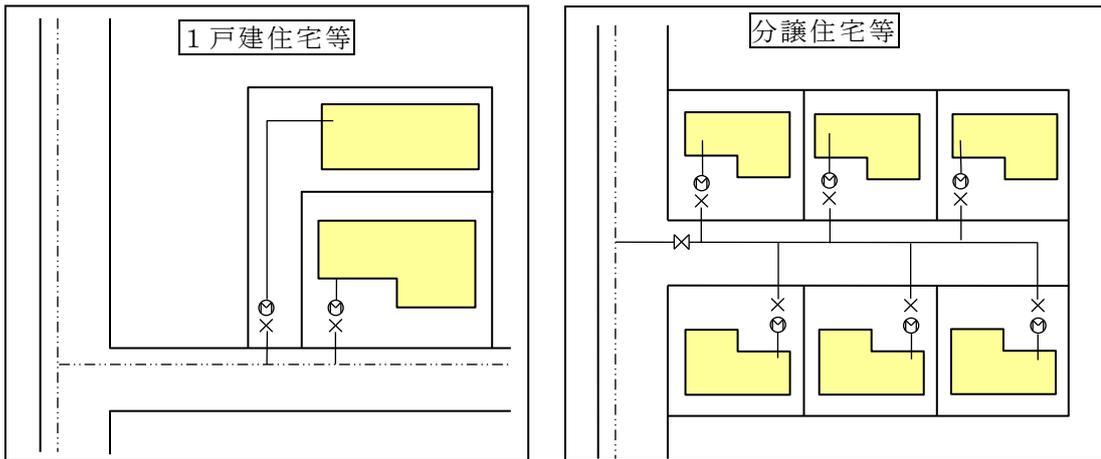
取出口径 (mm)	20	25	40	50	75	100	150
取出し管の口径 (適正口径) (mm)	40	50	75	100	150	200	250

- (6) 取出管の管種・口径と取出口径との関係は、次の表に定めるとおりとする。

配水管口径 \ 取出口径	40mm以下	50mm以上
20mm	チーゾ	サドル付分水栓
25mm	—	サドル付分水栓
40mm・50mm	—	サドル付分水栓
75mm以上	—	T字・割T字管

- (7) 取り出しの方法は、次のア又はイによることを原則とする。

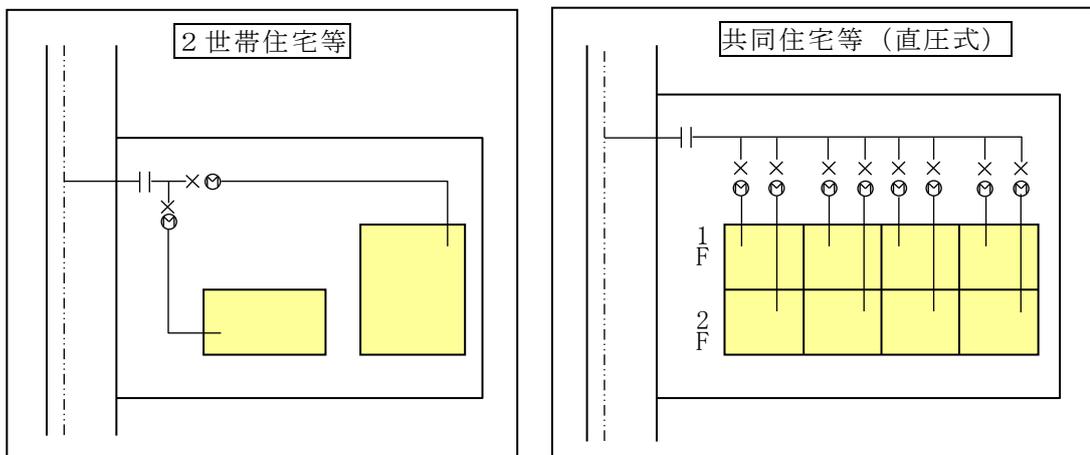
ア 個別取出方式 給水される区画がそれぞれ独立し、所有者が異なる場合は、1区画ごとに取り出す。



イ 集中取出方式 同一所有者の区画で、借家、アパート、生計の異なる世帯、事務所、店舗などに給水する場合は、取出箇所を1か所とし、屋外で道路から1 m以内の位置に管理用スルースバルブ（40 mm以下）又はソフトシール仕切弁（50 mm以上）を取り付け、それ以降で分岐する。なお、集中取出管の口径は、次の表に定めるとおりとする。

集中取出管口径(mm)	20	25	40	50	75以上
13 mm箇所数(箇所)	2	3	16	29	別途協議

13 mm以外の場合は、この表における13 mmの箇所数に読み替える。



(8) 取出箇所が2か所以上連続する場合は、それぞれの間隔を30 cm以上あける。

(9) 取出箇所が配水管等の管末付近の場合は、管末との間隔を70 cm以上あける。ただし、今後この配水管等の延伸が見込まれない場合は、管末との間隔を50 cm以上とすることができる。

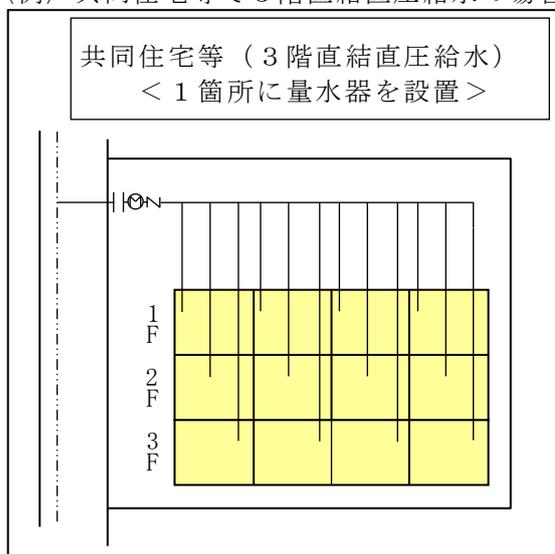
(量水器及び止水栓の形状等)

第11条 給水装置に取り付ける量水器及び止水栓の形状等は、次の表のとおりとする。なお、止水栓は量水器の手前（取出管側）に取り付ける。

量水器の口径	量水器の形状	止水栓の種類及び口径
13mm	接線流羽根車乾式 又は液封直読式	ボール副栓付A型止水栓 口径：20mm×13mm
20mm	接線流羽根車乾式 又は液封直読式	ボール副栓付A型止水栓 口径：量水器の口径に同じ
25mm	接線流羽根車乾式 又は液封直読式	ボール副栓付A型止水栓 口径：量水器の口径に同じ
40mm	縦型軸流羽根車式 液封直読式	ボール副栓付A型止水栓 口径：量水器の口径に同じ
50mm・75mm	副管付縦型ウルマン 液封直読式 又は電磁式 遠隔カウンター	ソフトシール仕切弁 口径：量水器の口径に同じ
100mm以上	別に指定する	ソフトシール仕切弁 口径：量水器の口径に同じ

- 2 量水器の口径が40mm以上（受水槽を設置する場合は25mm以上）の場合は、量水器の下流側直後に管理用スルールバルブ（40mm以下）又はソフトシール仕切弁（50mm以上）を取り付けなければならない。
- 3 量水器の口径が25mm以上で、瞬時に多量の水を使用する給水用具（受水槽用ボールタップ、電磁弁を使用した給水用具等）を設置する場合は、量水器から最初の宅地内の配管分岐点までの間に定流量弁を取り付けなければならない。
- 4 受水槽を設置する場合は、受水槽直前に定水位弁及び緊急用立水栓を取り付けなければならない。
- 5 3階部分を直結直圧方式とする場合は、量水器の下流側直後に管理用スルールバルブ（40mm以下）又はソフトシール仕切弁（50mm以上）を取り付けなければならない。

〈例〉共同住宅等で3階直結直圧給水の場合は、以下のとおり。



(配管の方法等)

第12条 給水装置工事における配水管、配水補助管、集中取出管、給水管等の埋設深度(土かぶり)は、次の表によるものとする。

区分\埋設管口径	75mm以上	50・40mm	25mm以下
一般国道 主要地方道 一般県道	1.2m以上	1.2m以上	1.2m以上
市道	1.0m以上	0.9m以上	0.9m以上
公道に準ずる私道	1.0m以上	0.9m以上	0.6m以上
給水区画内	0.9m以上	0.6m以上	0.3m以上

(注) 障害物等のため、やむを得ずこの表に定める土かぶりが確保できないときは、関係機関と協議し、必要な防護工を施すこと。

- 2 既設埋設物に錯そうして配管するときは、当該埋設物と少なくとも30cm以上の間隔をあけること。
- 3 配水管から分岐する給水管は、道路に対して直角に配管すること。
- 4 宅地内の配管については、次の各号に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 汚染のおそれのある施設に近付けて配管しないこと。
 - (2) 給水管内に死水(腐れ水)の生じるような配管はしないこと。
 - (3) 水衝作用(ウォーターハンマー)を生じやすい配管や給水用具は避けること。
 - (4) 床下の配管、コンクリート内部の配管はできるだけ避けること。
 - (5) 凍結、侵食、損傷などのおそれがあるときは、適当な措置を講じること。

(量水器等の設置位置及び構造)

第13条 量水器等の設置位置及び構造は、原則として区画内であって、屋外で、道路から1m以内で、検針、取替作業がしやすく、汚染、損傷、埋没などのおそれのない位置(植栽等により検針等がしにくい場所は避ける)及び構造とする。特に駐車場等への設置については、車両等の駐車時においても検針及び取替え可能な場所とすること。

- 2 量水器の口径が50mm以上の場合は、遠隔カウンターを設置し、その設置位置及び構造は、前項の基準を準用する。

第6章 施行業者の注意義務

(一般的注意義務)

第14条 施行業者は、給水装置工事の施行にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 工事現場には必ず設計書の写しを持参し、給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の指示のもと、設計書に基づいて施行すること。
- (2) 配水管への取り付け口から量水器までの間の給水装置工事の施行にあっては、適切に作業を行うことができる技能を有する者（以下、「給水取出配管技能者」という。）が従事又は監督すること。ただし、50mm以上の給水装置工事にあっては、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者が従事すること。なお、給水取出配管技能者とは、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、防錆コアの設置、給水管への接合等の経験を有する者のうち、次のアからエに掲げる者をいう。
- ア 水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
 - イ 職業技能能力促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
 - ウ 職業技能能力促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程の修了者
 - エ 公益財団法人給水工事技術振興財団が平成23年度までに実施した配管技能習得に係る講習（名称「給水装置工事配管技能講習会」）を終了した者又は平成24年度から実施した給水装置配管技能検定会に合格した者
- (3) 道路占用、道路使用など関係官公署などが発行する許可証等を確認すること。
- (4) 工事施行中には、工事目的、許可番号、許可年月日、事業者名、施行業者名、工事期間等を記載した指定の工事用看板を設置すること。また、必要に応じ、片側通行の標札及びトラ柵を設置し、夜間には赤色注意灯をつけ、道路交通の危険防止に努めること。
- (5) 断水を行う場合は、あらかじめ市長の許可を得るとともに、断水区域の水道使用者及び関係者に断水日時を事前に通知すること。
- (6) 工事施行中に設計書の工事内容に変更が生じた場合は、直ちにその旨を市長に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 安全確保、災害防止のため、関係法令を遵守するとともに、工事の万全を期するため、細心の注意を払って施行すること。万一事故が発生したときは、臨機応変の処置をするとともに、直ちに市長に報告すること。
- (掘削及び埋戻し)

第15条 掘削、埋戻しにあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 掘削にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないよう細心の注意を払い、必要に応じて関係者の立会いを求めること。
- (2) 舗装路面はカッターで縁切りを行い、他の部分に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 掘削は、その日のうちに仮復旧できる範囲とすること。
- (4) 埋戻しでは、管の周囲をすきまのないように川砂で敷き固め、その上を20cmごとに砕石をランマーで転圧しながら敷き固めること。
- (5) 湧き水箇所では、十分な排水をした後、埋戻しを行うこと。
- (6) 残土処分は、その日のうちに完了すること。

(道路復旧)

第16条 道路復旧にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 舗装道路の掘削後は、その日のうちに仮復旧すること。
- (2) 仮復旧にあたっては、掘削路面を十分に転圧し、舗装用合材を均一に敷きならし、ランマーで転圧しながら既設路面高と同一にすること。
- (3) 仮復旧の完了後、速やかに既設路面の汚れを清掃すること。
- (4) 仮復旧後は、本復旧まで現場を適宜巡回し、不陸のないように管理すること。

第7章 完成検査

(完成の届出)

第17条 施行業者は、給水装置等工事が完成したときは速やかに市長に給水装置等工事完成届その他必要な書類を提出し、完成検査を受けなければならない。

(完成検査)

第18条 完成検査は、別表第7号に掲げる事項について検査する。

(再検査)

第19条 前条に定めた検査の結果、不適當な箇所があった場合は、施行業者は検査の日から3日以内にその箇所を修復し、再度完成検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第20条 完成検査及び再検査における施行業者の立会いは、当該給水装置等工事を担当した主任技術者が立ち会うことを原則とする。

第 8 章 給水装置工事費及び工事負担金の積算基準と負担区分

(給水装置工事費の積算基準)

第 2 1 条 条例第 8 条に基づく給水装置工事費は、次の各号で算出した金額に消費税を加算した額とする。

- (1) 条例第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号にかかる工事費は、市長が発注する水道施設工事の積算基準を適用して算出した金額とする。
- (2) 条例第 8 条第 1 項第 5 号にかかる工事監督費は、当該給水装置工事を施行するにあたり外部へ設計及び工事監督を委託した場合の委託金額とする。
- (3) 条例第 8 条第 1 項第 6 号の間接経費は、前号及び前々号で算出した金額に基づき、市長が発注する水道施設工事の積算基準を適用して算出する。
- (4) 条例第 8 条第 2 項第 1 号の支給材料費は、市長が契約する貯蔵材料購入単価を適用して算出した金額とする。
- (5) 条例第 8 条第 2 項第 2 号の間接経費は、前号で算出した金額に基づき、市長が発注する水道施設工事の積算基準を適用して算出する。

(工事負担金の積算基準)

第 2 2 条 工事負担金は、市長が発注する水道施設工事の積算基準を適用して算出した金額に消費税を加算した額と、事務費（各務原市水道施設工事に係る事務費の負担基準）の合計額とする。

2 工事負担金は、次の各号に該当する場合に、申込者が負担するものとする。

- (1) 給水装置の設置場所に面する公道の一つに第 1 0 条第 5 号に定める適正口径以上の配水管がない場合。
- (2) 申込者が消火栓を新設、移設及び修繕する場合。
- (3) その他当該給水装置工事等に伴い、市長が必要と認める場合。

3 前項第 1 号において、工事負担金の積算に使用する口径及び延長は、次のとおりとする。

ア 口径は、加入口径（集中取出方式の場合は集中取出管の口径、以下同じ。）とする。

イ 加入口径が 1 3 mm の場合は、当分の間、適正口径を 1 3 mm とみなす。

ウ 延長は、適正口径以上の配水管がある場所から、量水器等の設置位置までの距離とする。ただし、申込者が居住する専用住宅で加入口径が 1 3 mm のときは、量水器設置場所に関わりなく、給水装置を設置する土地区画の境界（手前側）までの距離に 1 m を加算した距離とする。

4 前各号の規定にかかわらず、配水管未整備地区における開発事業等については、申込者が配水管その他必要な水道施設を整備する工事に要する費用

を全額負担するものとし、その都度申込者と協議して定めるものとする。

第9章 施行指針等

(施行指針等)

第23条 給水装置等工事の施行に関してこの基準に定めたもののほか、さらに必要のある事項については、その都度定める。

付 則

- 1 この基準（以下、「新基準」という。）は、平成7年8月1日から施行する。
- 2 各務原市給水装置施工基準（昭和57年6月1日施行。以下、「旧基準」という。）、各務原市水道事業給水条例第13条ただし書の規定に関する基準（昭和56年3月決裁）及び給水新設工事に伴う取出管口径と費用負担に関する基準（平成5年8月決裁）は、新基準の施行と同時に廃止する。
- 3 旧基準に基づいて施工された既設の給水装置は、新基準に基づいて施工された給水装置とみなす。

付 則（平成9年3月12日）

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成9年9月11日）

- 1 この基準は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条第6号の規定は、施行日以後の工事施工分から適用し、施行日前までに工事施工されたものについては、基準省令に適合しているものとみなす。

付 則（平成10年3月19日）

- 1 この基準は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に条例第10条の規定により市長に給水工事を申し込んだものについては、その承認、検査、その他の手続き、処分等について、なお従前の例による。

付 則（平成11年1月13日）

この基準は、平成11年4月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成13年9月28日）

この基準は、平成13年10月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成23年5月31日）

この基準は、平成23年6月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成25年6月27日）

この基準は、平成25年7月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成26年1月16日）

この基準は、平成26年4月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成28年6月1日）

この基準は、平成28年6月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成29年12月1日）

この基準は、平成29年12月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 8月31日）

この基準は、平成30年9月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（平成31年 2月 1日）

この基準は、平成31年2月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月15日）

この基準は、令和元年11月15日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（令和4年4月1日）

この基準は、令和4年4月1日以降の給水工事申請から適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

付 則（令和7年4月1日）

この基準は、令和7年4月1日以降の給水装置等工事申込みから適用し、施行日前日までの給水工事申請については、なお従前の例による。

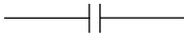
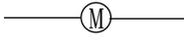
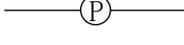
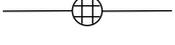
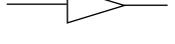
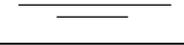
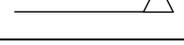
別表第1号 管種の表示記号

管 種	表 示 記 号
鑄 鉄 管	C I P
ダクタイル鑄鉄管	D C I P
石綿セメント管	A C P
硬質塩化ビニル管	V P
耐 衝 撃 性 硬質塩化ビニル管	H I V P
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	S G P - V C
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	S G P - P B
ポリエチレン二層管	P P 2
ステンレス鋼鋼管	S U S
配水用ポリエチレン管	H P P E

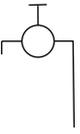
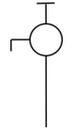
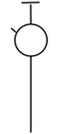
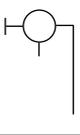
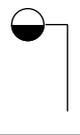
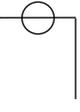
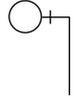
別表第2号 管径の表示記号

口 径	表 示 記 号
40mm以下	- - - - -
50mm	-〈〉—〈〉—〈〉—〈〉—〈〉-
75mm	-----
100mm	—•—•—•—•—•—•—
150mm	-〈•〉—〈•〉—〈•〉—〈•〉-
200mm	-••—••—••—••—••-
250mm	—〈••〉—〈••〉—〈••〉—
300mm	-•••—•••—•••—•••-
350mm	—〈•••〉—〈•••〉—〈•••〉—
400mm以上	上記の例による

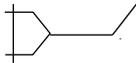
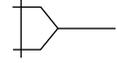
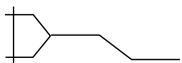
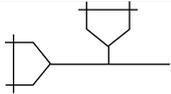
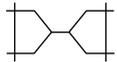
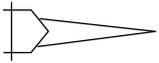
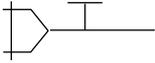
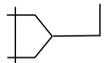
別表第3号 弁・栓類、タンク等の表示記号

種 類	表 示 記 号	種 類	表 示 記 号
消 火 栓		仕 切 弁	
スルースバルブ		副栓付A型止水栓	
量 水 器		逆 止 弁	
ポ ン プ		井 戸	
受 水 タ ン ク		片 落 管	
防護管 (さや管)		キャップ・栓	
立 ち 上 が り		立 ち 下 が り	
一 般 器 具		特 殊 器 具	

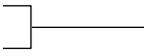
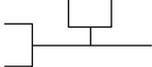
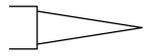
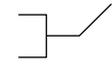
別表第4号 給水栓類の表示記号

種 類	表 示 記 号	種 類	表 示 記 号	種 類	表 示 記 号
給 水 栓		立 水 栓		散 水 栓	
小 便 水 栓		混 合 水 栓		シャワー	
アングルバルブ		ボールタップ		特殊器具類 (品 名)	
浄水器・活水器		活 水 器			

別表第5号 鋳鉄管、異形管類の表示記号

種 類	表 示 記 号	種 類	表 示 記 号
直 管		45° 曲 管	
短 管 1 号		切 管 甲	
短 管 2 号		切 管 乙	
乙 字 管		フ ラ ン ジ 短 管	
T 字 管		継 ぎ 輪	
受 さ し 片 落 管		フ ラ ン ジ 付 T 字 管	
さ し 受 片 落 管		ラ イ ナ	
90° 曲 管		栓	

別表第6号 配水用ポリエチレン管、異形管類の表示記号

種 類	表 示 記 号	種 類	表 示 記 号
直 管		切 管 甲	
T 字 管		切 管 乙	
片受レデューサー		E F ソケット	
90° 曲 管		メカソケット	
45° 曲 管		メカキャップ	

別表第7号 工事完成検査の項目及び内容

検査種別・検査項目		検査の内容
屋外の検査	1 分岐部・止水栓等オフセット	・正確に測定されていること。
	2 量水器及び止水栓	・量水器は、逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること。 ・検針・取替に支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障がないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3 使用者番号票付け	・止水栓に使用者番号票が取り付けられていること。
	4 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	5 管延長	・完成図面と整合すること。
	6 ボックス類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	7 バルブ・仕切弁等	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1 配管	・延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがされていないこと。
	2 接合	・適切な接合が行われていること。
	3 管種	・性能基準適合品が使用されていること。
給水用具	1 給水用具	・性能基準適合品が使用されていること。
	2 接合	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1 構造	・構造が適切であること。
	2 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
	3 流入調整等	・定水位弁、定流量弁、波止め装置等が取り付けられ、流入調整が適切に行われていること。
機能	1 量水器経由の確認	・管内を洗浄通水した後、各給水用具からそれぞれ放流して量水器経由の確認をすること。

検査	2 吐水量、動作確認	<ul style="list-style-type: none"> 給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐	<p style="text-align: center;">圧 試</p> <p style="text-align: center;">験</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水	<p style="text-align: center;">質 検</p> <p style="text-align: center;">査</p>	<ul style="list-style-type: none"> 残留塩素（0.1mg／ℓ以上）の確認と観察により臭気、味、色、濁りが異常でないことを確認すること。